

公 告

陸上自衛隊航空学校宇都宮校
分校長 古賀幹徳
(公印省略)

北宇都宮駐屯地における展示即売会の設置及び経営を行う業者を次のとおり募集します。

1 公募に付する事項

(1) 募集業種

- ア 食品販売（洋菓子、和菓子その他加工食品）
- イ 物品販売（訓練用品、スポーツ用品、日用雑貨等）
- ウ キッチンカーの営業

(2) 設置場所

栃木県宇都宮市上横田町1360 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく全てを自社で適正に履行できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 募集期間及び募集要領等の配布

(1) 期 間

令和6年10月30日（水）から令和6年11月14日（木）
期間中の平日 午前9時から午後4時まで（午後1時から2時を除く。）

(2) 場 所

栃木県宇都宮市上横田町1360
陸上自衛隊航空学校宇都宮校 総務課 厚生班事務室（本部庁舎2F）

(3) その他

郵送を希望する者は、返送先を記した返信用封筒（210円切手を貼付した角形2号）を同封し、請求するものとする。

3 説明会の開催

- (1) 日 時
令和6年11月15日（金）午前10時00分から
- (2) 場 所
陸上自衛隊北宇都宮駐屯地 本部庁舎2階（総務課厚生班）
- (3) 携行書類
募集要領、仕様書
- (4) 説明会申込要領
説明会に参加希望する者（各業者2名以内）は、令和6年11月14日（木）16時までに別紙に必要事項を記載の上、郵送又はFAXにて申し込むこと。
※ 本説明会に参加しない業者は公募に参加できないものとする。

4 問い合わせ先

〒321-0106 栃木県宇都宮市上横田町1360
陸上自衛隊航空学校宇都宮校 総務課厚生班 福島
電話 028-658-2151（内線250、251）
FAX 028-658-2151（交換切替514）

航空学校宇都宮校
総務課 厚生班 宛

展示即売会公募説明会参加申込書

会社名：

所在地：

代表者：

担当者：

(連絡先)：

1 出店業種

業種

2 説明会参加者

参加者は2名以内。移動手段が車両の方は、3もご記入下さい。

役職等	フリガナ 氏名	移動手段	連絡先(電話)

3 入門車両

メーカー	車種	色	車両ナンバー

※ FAX使用の際は、駐屯地交換手にFAX内線514ですとお伝えください。
FAX番号：028-658-2151(内線514)

展示即売会募集要領

北宇都宮駐屯地

募 集 要 領

1 概要

栃木県宇都宮市上横田町1360に所在する陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく全てを自社で適正に履行できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 出店場所

栃木県宇都宮市上横田町1360 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地内

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 募集業種
ア 食品販売（洋菓子、和菓子その他加工食品）
イ 物品販売（訓練用品、スポーツ用品、日用雑貨等）
ウ キッチンカーの営業
- (3) 使用許可予定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。
- (4) その他
仕様書のとおり。

5 応募予定業者等への説明会

- (1) 日時
令和6年11月15日（金） 午前10時00分から

- (2) 場 所
北宇都宮駐屯地内 航空学校宇都宮校 本部庁舎 2階 (総務課厚生班)
- (3) その他
ア 説明会に参加者する事業者等は、「展示即売会公募説明会参加申込書」を令和6年11月14日(木)午後4時までにFAX等により提出
イ 当日は、募集要領、仕様書を持参
ウ 「展示即売会説明会参加申込書」を提出しない事業者等、または本説明会に参加できない事業者等は、公募に参加できないものとする。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 申請書1部(別紙様式第1)

(イ) 企画提案書1部(別紙様式第2)

a 主な販売予定商品・販売価格表(別紙様式第3)

b 販売従事者管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置

c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法

e クレーム等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 精算方法(レジ(現金)、電子マネー、プリペイドカード等)

g 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針

h 会社概要

i その他アピールポイント

j 出店希望日(希望日に営業できることを確約するものではない)

(ウ) 企画提案書附属書類

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備又は参加資格が無いと判断された場合は、企画提案書の審査を行わず無効とする。)

a 業務確約書(別紙様式第4)

b 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本)

c 営業経歴書、財務諸表(直近のもの)

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

e 会社概要(任意様式、パンフレット可)

f 印鑑証明書

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

h 誓約書(別紙様式第5)

i 役員名簿(別紙様式第6)

注 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書の写しをb、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊航空学校宇都宮校 総務課 厚生班長

(住所) 〒321-0106 栃木県宇都宮市上横田町1360

(電話) 028-658-2151 内線(250)

ウ 提出期間

令和6年11月22日(木)午後4時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査で業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。

8 選定決定通知日（予定）

令和6年11月29日（金）予定（採用業者のみに電話により通知）

9 国有財産使用許可申請の提出

経営の業者として決定された者は、国有財産使用許可申請書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年12月5日（木）午後4時

(2) 提出先

陸上自衛隊航空学校宇都宮校 総務課 厚生班長

（住所）〒321-0106 栃木県宇都宮市上横田町1360

（電話）028-658-2151 内線（250）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
航空学校宇都宮分校長 殿

本社（店）所在地：

フリガナ
名称（会社名）：フリガナ
代表者の氏名：

印

法人・個人の別： 法人 ・ 個人

フリガナ
担当者氏名：

電 話：

F A X：

栃木県宇都宮市上横田町1360に所在する陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、
展示即売店を設置し、経営を行うことを希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約
します。

〈申請を行う業種〉

業 種	場 所
	北宇都宮駐屯地

※1業者につき、1部提出してください。

※名称（会社名）、代表者氏名、担当者氏名にフリガナを付し、申請印は登録印を使用
して下さい。

企画提案書

業者(団体)名：

1 主な販売予定商品・価格表（別紙様式第3）
2 販売従事者管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置 （1）販売予定従事者の人数等 （2）身元管理 （3）健康管理 （4）人員配置
3 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
4 衛生管理方法
5 クレーム等、事故・トラブルが発生した場合の対処方法
6 精算方法（レジ（現金）、電子マネー、プリペイドカード等）
7 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針

8 会社等の概要

会社概要等の書類を提出する場合は不要

- (1) 所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 従業員（会員）数
- (5) 店舗（支部）数

9 その他アピールポイント

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
航空学校宇都宮分校長 殿

「陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における展示即売会の設置及び経営の業務」の応募
に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地：

^{フリガナ}
名称（会社名）：

^{フリガナ}
代表者の氏名：

印

法人・個人の別： 法人 ・ 個人

^{フリガナ}
担当者氏名：

電 話：

F A X：

※名称（会社名）、代表者の氏名、担当者氏名にフリガナを付し、申請印は登録印を使用して下さい。

誓 約 書

私
 当社

は、下記第1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第6により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※1 法人の場合は、役員又は支店もしくは営業所の代表者及び経営に実質的に関与している者を記載する。

※2 団体の場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載する。

展示即売会仕様書

北宇都宮駐屯地

仕様書（その1）

- 1 業務件名及び内容
陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における展示即売店の設置及び経営
- 2 相手方（出店業者）の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 3 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 4 国有財産使用料
丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付すること。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
 - (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく全てを自社で適正に履行できること。
 - (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
 - (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (11) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- 6 業務期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの任意の日
ただし、災害派遣、気象及び情勢等により日程変更及び中止の場合がある。
- 7 費用負担

本業務に伴う費用（電気、ガス、上下水道、ごみ処理料等）は丙の負担とする。

8 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

9 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

10 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を採らなければならない。

11 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

12 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に通知し、担当職員の指示に従い解除することができる。ただし、この場合において、既に納入された国有財産使用料は返還しない。

13 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲等の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設の立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (4) 売店の設置、撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (6) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は即時に対応すること。
- (7) 丙は、営業終了後、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (8) 丙は、売上報告書を営業日の翌月10日までに、担当職員に提出すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員の指示に従うこと。

仕様書（その2）

- 1 販売品目
訓練用品、食料品、スポーツ用品、日用雑貨
- 2 設置場所
北宇都宮駐屯地内 厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
1.62㎡
- 4 実施日、実施時間等
 - (1) 実施日
原則として、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く希望日
 - (2) 実施時間
原則として、1130～1830までの時間
それ以外は別途協議する。

仕様書（その3）

- 1 募集業種
キッチンカー
- 2 設置場所
北宇都宮駐屯地内
- 3 国有財産使用許可面積
幅4 m×奥行き5 mで20 m²の範囲内
- 4 実施日、実施時間等
 - (1) 実施日
原則として、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く希望日
 - (2) 実施時間
原則として、11:30～18:30までの時間
それ以外は別途協議する。
- 5 その他
キッチンカー周辺にゴミ箱を設置し、販売した商品に係るゴミは責任をもって収集・処分すること。